

情 個 審 第 38 号

平成 27 年 1 月 15 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書部分開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 11 月 25 日付け環政諮問第 3 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「太陽光発電補助金申請・交付一覧表」部分開示決定に係る異議申立事案

(情報公開諮問第 164 号)

(情報公開答申第 139 号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成25年9月19日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の行政文書の開示を請求した。

「住宅用太陽光発電システムを設置した場所、所有者の氏名・住所・連絡先、モジュールメーカー、出力数の開示請求します。平成21年以降の補助金交付された方対象とする。」

2 実施機関の決定及び通知

平成25年10月3日、実施機関は、開示請求に係る行政文書として、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、本件行政文書に記録された情報のうち、茨城県住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「県補助金」という。）の申請者の氏名、フリガナ、郵便番号、住所（市区町村名を除く。）及び電話番号並びに対象システム設置場所（市町村名を除く。）に係る部分（以下「本件情報」という。）については、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであり、例外規定のいずれにも該当しないため、条例第7条第2号に該当するとして、不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- ・平成21年度 茨城県太陽光発電補助金 申請・交付一覧表
- ・平成22年度 茨城県太陽光発電補助金 申請・交付一覧表

3 異議申立て

平成25年10月7日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、不開示部分の全部を開示する決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び行政不服審査法第30条の規定により行った審尋に対する回答書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 行政文書は原則として開示するものとされているのに対して、条例第7条第2号に該当する情報が例外的に不開示とされている趣旨は、個人のプライバシーを保護する点にある。

(2) 本件行政文書は、個人情報を含んでおり、個人情報が含まれていることのみを理由に条例第7条第2号に該当すると判断するのではなく、不開示情報に該当するかどうかは、具体的場面ごとに個人のプライバシー侵害が生じるか否かを判断する必要がある。

(3) 異議申立人は、太陽光発電システム設置後のパネルの損傷、経年劣化のメンテナンスにより聴き取り調査を行い、統計を取ることを目的としている。

(4) 本件行政文書に含まれる個人情報に関しては、実施機関が個々に意見照会をして、開示に同意を得た場合は、当該文書の開示によるプライバシーの侵害となる余地はないため、本件処分においても、個々の意見照会を要求したいと考える。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 対象行政文書について

(1) 本件行政文書は、平成21年度及び平成22年度に実施した県補助金の実績等を管理するため、補助金交付申請書及び実績報告書等（以下「申請書等」という。）の情報を表形式に整理したものである。

(2) 申請書等には、県補助金の交付等に関わる目的以外に個人情報を使用しないことを明記しており、本件情報を開示することは県の信頼を損なうものである。

2 本件処分の適法性について

(1) 本件情報は、それぞれが特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しな

いことから、不開示とすべき情報である。一方、県補助金の申請者の住所の市区町村名、対象システム設置予定場所の市町村名、太陽光モジュールメーカー及び出力数（以下「市区町村名等」という。）については、太陽光発電システムの普及状況に鑑みると、特定の個人を識別することはできない情報である。以上のことから、条例第8条第2項の規定により、特定の個人を識別できる情報である本件情報を一覧表から除くことにより、市区町村名等を公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるため、部分開示したものである。

(2) 条例第9条では、不開示情報であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができる規定されている。この規定の趣旨は、開示すべき情報か否かは原則として条例第7条により判断するところであるが、行政機関の長が公益上特に必要があると判断した場合には、裁量により不開示情報を開示することができるというものである。異議申立人の目的は、太陽光発電システム設置後のパネルの損傷、経年劣化のメンテナンスにより聴き取り調査を行い、統計を取ることであると、異議申立人は主張しているが、公益上特に必要があるものとは認められないことから、本件処分の判断に影響を与えない。

(3) 条例第15条第1項では、開示決定等にあたり、第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書提出の機会を与えることができる規定されている。この規定の趣旨は、第三者に関する情報が条例第7条各号の規定に該当する不開示情報であるか否かを判断するにあたって、必要に応じて、参考として当該第三者に意見聴取することができるというものであるが、本件処分においては、本件情報について明らかに同条第2号の規定に該当すると判断できたため、条例第15条第1項に基づいて意見聴取する必要はなかったものである。

(4) 以上により、本件処分は条例に則った適正なものである。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、個々の意見照会を要求しているが、本件処分は、上記2で述べたとおり、①条例第7条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないこと、②条例第9条を適用する理由がないことから、本件情報を不開示と判断したもので、条例第15条第1項の第三者への意見聴取は必要ないものである。

(2) 仮に、異議申立人が要求するように県補助金の申請者個々に意見照会し、その一部の方が個人情報の開示に同意したとしても、①条例第7条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないこと、②条例第9条を適用する理由がないことには変わりがないため、本件情報を不開示とする判断に影響を与えない。

(3) 以上のとおり、異議申立人の主張は失当であり、異議申立人が要求する個々の意見照会を行う必要はない。

4 結論

以上により、本件処分は条例に基づいた適正なものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成21年度及び平成22年度に実施した県補助金の実績等を管理するため、県補助金の申請書等の情報を表形式に整理したものである。

実施機関は、本件行政文書のうち、申請者の氏名、フリガナ、郵便番号、住所（市区町村名を除く。）及び電話番号並びに対象システム設置予定場所（市町村名を除く。）に係る部分を不開示とする本件処分を行ったが、異議申立人は、不開示部分の全部の開示を求めているため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号では、個人に関する情報は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から、特定の個人を識別することができる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を原則として不開示とし、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公益上公にする必要性が認められるものを開示すべきものとしている。

本件情報は、申請者の氏名、フリガナ、住所（市区町村名を除く。）及び電話番号並びにシステム設置予定場所（市町村名を除く。）に係る部分であり、これらは一体として、県補助金申請者に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、条例第7条第2号ただし書該当性について検討すると、本件情報

は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当する事情も認められない。

したがって、本件情報は、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、県補助金の申請者に対して、実施機関が個々に意見照会を行い、情報を開示することに同意を得た場合は、当該文書の開示によるプライバシーの侵害となる余地はないため、個々の意見照会を要求すると主張している。

条例第15条第1項では、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、開示決定等に当たって、当該第三者に意見提出の機会を与えることができると規定しているが、この規定の趣旨は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることによって、開示決定等をするにあたっての参考にしようとするものである。したがって、実施機関に対して第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して開示決定等についての同意権を与えるものではないので、異議申立人の主張は採用できない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成25年11月25日	諮問受理
平成25年12月26日	諮問庁意見書受理
平成26年 7月24日	審査（平成26年度第1回審査会第一部会）
平成26年 9月25日	審査（平成26年度第2回審査会第一部会）
平成26年12月 4日	審査（平成26年度第3回審査会第一部会）

情 個 審 第 38 号

平成27年1月15日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書部分開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成25年11月25日付け環政諮問第3号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「太陽光発電補助金申請・交付一覧表」部分開示決定に係る異議申立事案

(情報公開諮問第164号)

(情報公開答申第139号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成25年9月19日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の行政文書の開示を請求した。

「住宅用太陽光発電システムを設置した場所、所有者の氏名・住所・連絡先、モジュールメーカー、出力数の開示請求します。平成21年以降の補助金交付された方対象とする。」

2 実施機関の決定及び通知

平成25年10月3日、実施機関は、開示請求に係る行政文書として、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、本件行政文書に記録された情報のうち、茨城県住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「県補助金」という。）の申請者の氏名、フリガナ、郵便番号、住所（市区町村名を除く。）及び電話番号並びに対象システム設置場所（市町村名を除く。）に係る部分（以下「本件情報」という。）については、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであり、例外規定のいずれにも該当しないため、条例第7条第2号に該当するとして、不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- ・平成21年度 茨城県太陽光発電補助金 申請・交付一覧表
- ・平成22年度 茨城県太陽光発電補助金 申請・交付一覧表

3 異議申立て

平成25年10月7日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、不開示部分の全部を開示する決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び行政不服審査法第30条の規定により行った審尋に対する回答書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 行政文書は原則として開示するものとされているのに対して、条例第7条第2号に該当する情報が例外的に不開示とされている趣旨は、個人のプライバシーを保護する点にある。

(2) 本件行政文書は、個人情報を含んでおり、個人情報が含まれていることのみを理由に条例第7条第2号に該当すると判断するのではなく、不開示情報に該当するかどうかは、具体的場面ごとに個人のプライバシー侵害が生じるか否かを判断する必要がある。

(3) 異議申立人は、太陽光発電システム設置後のパネルの損傷、経年劣化のメンテナンスにより聴き取り調査を行い、統計を取ることを目的としている。

(4) 本件行政文書に含まれる個人情報に関しては、実施機関が個々に意見照会をして、開示に同意を得た場合は、当該文書の開示によるプライバシーの侵害となる余地はないため、本件処分においても、個々の意見照会を要求したいと考える。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 対象行政文書について

(1) 本件行政文書は、平成21年度及び平成22年度に実施した県補助金の実績等を管理するため、補助金交付申請書及び実績報告書等（以下「申請書等」という。）の情報を表形式に整理したものである。

(2) 申請書等には、県補助金の交付等に関わる目的以外に個人情報を使用しないことを明記しており、本件情報を開示することは県の信頼を損なうものである。

2 本件処分の適法性について

(1) 本件情報は、それぞれが特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しな

いことから、不開示とすべき情報である。一方、県補助金の申請者の住所の市区町村名、対象システム設置予定場所の市町村名、太陽光モジュールメーカー及び出力数（以下「市区町村名等」という。）については、太陽光発電システムの普及状況に鑑みると、特定の個人を識別することはできない情報である。以上のことから、条例第8条第2項の規定により、特定の個人を識別できる情報である本件情報を一覧表から除くことにより、市区町村名等を公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるため、部分開示したものである。

(2) 条例第9条では、不開示情報であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができる規定されている。この規定の趣旨は、開示すべき情報か否かは原則として条例第7条により判断するところであるが、行政機関の長が公益上特に必要があると判断した場合には、裁量により不開示情報を開示することができるというものである。異議申立人の目的は、太陽光発電システム設置後のパネルの損傷、経年劣化のメンテナンスにより聴き取り調査を行い、統計を取ることであると、異議申立人は主張しているが、公益上特に必要があるものとは認められないことから、本件処分の判断に影響を与えない。

(3) 条例第15条第1項では、開示決定等にあたり、第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書提出の機会を与えることができる規定されている。この規定の趣旨は、第三者に関する情報が条例第7条各号の規定に該当する不開示情報であるか否かを判断するにあたって、必要に応じて、参考として当該第三者に意見聴取することができるというものであるが、本件処分においては、本件情報について明らかに同条第2号の規定に該当すると判断できたため、条例第15条第1項に基づいて意見聴取する必要はなかったものである。

(4) 以上により、本件処分は条例に則った適正なものである。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、個々の意見照会を要求しているが、本件処分は、上記2で述べたとおり、①条例第7条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないこと、②条例第9条を適用する理由がないことから、本件情報を不開示と判断したもので、条例第15条第1項の第三者への意見聴取は必要ないものである。

(2) 仮に、異議申立人が要求するように県補助金の申請者個々に意見照会し、その一部の方が個人情報の開示に同意したとしても、①条例第7条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないこと、②条例第9条を適用する理由がないことには変わりがないため、本件情報を不開示とする判断に影響を与えない。

(3) 以上のとおり、異議申立人の主張は失当であり、異議申立人が要求する個々の意見照会を行う必要はない。

4 結論

以上により、本件処分は条例に基づいた適正なものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成21年度及び平成22年度に実施した県補助金の実績等を管理するため、県補助金の申請書等の情報を表形式に整理したものである。

実施機関は、本件行政文書のうち、申請者の氏名、フリガナ、郵便番号、住所（市区町村名を除く。）及び電話番号並びに対象システム設置予定場所（市町村名を除く。）に係る部分を不開示とする本件処分を行ったが、異議申立人は、不開示部分の全部の開示を求めているため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号では、個人に関する情報は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から、特定の個人を識別することができる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を原則として不開示とし、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公益上公にする必要性が認められるものを開示すべきものとしている。

本件情報は、申請者の氏名、フリガナ、住所（市区町村名を除く。）及び電話番号並びにシステム設置予定場所（市町村名を除く。）に係る部分であり、これらは一体として、県補助金申請者に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、条例第7条第2号ただし書該当性について検討すると、本件情報

は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当する事情も認められない。

したがって、本件情報は、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、県補助金の申請者に対して、実施機関が個々に意見照会を行い、情報を開示することに同意を得た場合は、当該文書の開示によるプライバシーの侵害となる余地はないため、個々の意見照会を要求すると主張している。

条例第15条第1項では、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、開示決定等に当たって、当該第三者に意見提出の機会を与えることができると規定しているが、この規定の趣旨は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることによって、開示決定等をするにあたっての参考にしようとするものである。したがって、実施機関に対して第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して開示決定等についての同意権を与えるものではないので、異議申立人の主張は採用できない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成25年11月25日	諮問受理
平成25年12月26日	諮問庁意見書受理
平成26年 7月24日	審査（平成26年度第1回審査会第一部会）
平成26年 9月25日	審査（平成26年度第2回審査会第一部会）
平成26年12月 4日	審査（平成26年度第3回審査会第一部会）